様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2025年　5月　1　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃあいでん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社アイデン  （ふりがな）いけうち　やすろう  （法人の場合）代表者の氏名 池内　保朗  住所　〒920-0219  石川県金沢市かたつ３番地  法人番号　3220001001039  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ宣言　－　株式会社アイデン公式ＨＰ | | 公表日 | 2023年6月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページ掲載  https://ai-den.jp/news/1751/  「（１） 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定」 | | 記載内容抜粋 | 約50年にわたり培ってきた制御技術に新たなデジタル技術を融合し社会のＤＸ化に貢献していくとともに、日本の制御盤技術の競争力強化に貢献していく。 そのために、当社独自の生産システムであるＩＷＳ生産方式（デジタルデータを活用した生産方式で、詳細は、当社のホームページhttps://ai-den.jp/iws/に掲載）にＡＩやＩｏＴの機能を加えることで更に進化させ、制御盤づくりの新たなモデルを構築していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表取締役による決裁に基づき公表  （取締役会非設置会社） |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ宣言　－　株式会社アイデン公式ＨＰ | | 公表日 | 2023年6月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページ掲載  https://ai-den.jp/news/1751/  「（２） 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定」  「（３）① 戦略を効果的に進めるための体制の提示」  「（３）② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示」 | | 記載内容抜粋 | 次の方策（戦略）を実施することで、更なるデジタル技術を用いたデータ活用を図り、生産性の向上、働き方改革、ＤＸ、ＧＸを推進する。  1．業務オペレーション改革  　これまで人力を使い、アナログで行ってきた電気回路図の読解に、ＡＩ－ＯＣＲとプログラムを組み合わせ、独自のベクターデータ変換手法を用いることで、専門知識がなくても、配線に必要なデータにデジタル変換できる仕組みを構築する。その結果、専門技術が属人化することなくデジタル化され、生産性が向上されると共に、広く専門人材以外の人材を活用して生産量を増やすことができる体制に変革する。  2.ＩＷＳ生産方式の進化による競争力向上  　　これまで蓄積してきた作業者毎の配線時間などのデータをＡＩ学習させ、より効率の良い人員配置や生産工程などを実現することで、制御盤メーカーの新たなモデルを構築する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表取締役による決裁に基づき公表  （取締役会非設置会社） |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「（３）① 戦略を効果的に進めるための体制の提示」 | | 記載内容抜粋 | 1.全社でのＤＸ推進をリードするための体制整備  2.ＤＸ推進を牽引するための人材育成  3.各部の運用担当者との連携強化  4.外部パートナー企業との協業 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「（３）② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示」 | | 記載内容抜粋 | 1.無線ネットワーク環境を工場内すべてに設置することで、全社員がタブレット端末を活用することが可能となった。  2.ＯＴセキュリティ対策として国際規格IEC62443に準拠したネットワークを構築した。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ宣言　－　株式会社アイデン公式ＨＰ | | 公表日 | 2023年6月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページ掲載  https://ai-den.jp/news/1751/  「(４)③ 戦略の達成状況に係る指標の決定」 | | 記載内容抜粋 | 1.売り上げに占めるデジタル投資の金額  2.デジタル化による業務改善時間  3.生産性（過去との工数比較） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年6月14日 | | 発信方法 | ホームページ掲載  https://ai-den.jp/news/1751/  「（５）実務執行統括責任者による効果的な戦略の推進を図るために必要な情報発信」 | | 発信内容 | 実務執行統括責任者（代表取締役）により、次の内容を情報発信している。  現在までのデジタル化の取組  2017年 新工場建設時、工場のユーティリティ、PV、使用  電力の見える化及びデマンドによる空調制御を開始。  2019年 全社員が共通で使用できるグループウエア、BIツ  ールを導入し、情報の共有、社員のITリテラシーの向上を図る。  2020年 Teamsを活用したリモートワーク体制の構築及び  データのクラウド化開始。  2021年 社内に専属のIT技術者を選任し、RPAやPythonプ  ログラムを使用した事務所業務のデジタル化に着手。生産工数入力アプリを開発導入。  2022年 OTセキュリティ制御盤の共同開発に着手。及び社  内のネットワークをIEC62443対応にする。  2023年 基幹システム入替え（EDI対応） PowerBIを導入  し情報分析に着手。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年3月頃　～2025年4月頃 | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標」による自己分析を行い、所定フォーマットの資料を添付して申請。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2007年1月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 定期的に情報セキュリティに関する自己診断を実施し、対策を実施している。また、社内での定期的なセキュリティ教育（ｅラーニングを含む）に加え、C2サーバ（Command and Control Server - コマンド アンド コントロール サーバ -の事で、悪意のあるハッカーが不正なマルウェアを感染させたPCを操作する為に遠隔して使用するコンピュータ）との不正な通信を検知して、即時自動遮断できる装置を導入し、より精度の高いセキュリティ対策を講じている。尚、SECURITY ACTION制度に基づき、二つ星の宣言を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。